

令和2年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和2年12月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 11人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	—————
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	—————	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	—————	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 陳情第 3 号 松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について（松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会報告）

- 日程第 2 議案第 5 6 号 松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第 5 7 号 松田町児童館等の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 松田町やまびこ館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 2 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 9 議案第 6 3 号 令和 2 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は 10 席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。町長の説明は今まで以上に、的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして時間短縮に努めてください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいま出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（9 時 00 分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情
について（松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員
会報告）」を議題といたします。

本案については、松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査
特別委員会の審査報告を求めます。委員長、平野由里子君。

松田町公園条例等
の一部を改正する
条例に関する陳情
審査特別委員長

令和2年12月3日、松田町議会議長、飯田一殿。松田町公園条例等の一部を
改正する条例に関する陳情審査特別委員会委員長 平野由里子。

松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会報告書。
本委員会は12月3日に役場4階大会議室において、委員11名全員出席のもとに
特別委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「陳情第
3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について」について
慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成なしで不採択するものと決定しまし
た。

2、審査の内容。委員全員で陳情書の内容、趣旨等について討論した結果、
この陳情書は既に令和2年第3回定例会において議決した議案第32号松田町公
園条例等の一部を改正する条例における西平畑公園の入園料についての陳情で
あるため、不採択と決定した。

以上です。

議 長 松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会委員長の
報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情についてに対する委員長の報告は不採択です。したがって、陳情の採択について採決します。陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情については、採択することに賛成の方の起立を求めます。(私語あり)今の陳情書に対する採択ですね。「もう一度お願いします。」の声あり)陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情については、陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立ゼロであります。よって、本案は不採択となりました。

議 長 日程第2「議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 改めまして、おはようございます。議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町地域集会施設等の指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。)として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町町屋地域集会施設ほか(別紙のとおり)。所在地、松田町松田惣領7番地20のほか(別紙のとおり)。

2、指定管理者の名称等。名称、町屋自治会ほか(別紙のとおり)。代表者、自治会長 佐藤光弘ほか(別紙のとおり)。所在地、松田町松田惣領336番地3ほか(別紙のとおり)。

3 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 改めまして、おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について御説明させていただきます。本件につきましては松田町地域集会施設等の維持管理について指定

管理者を指定するものでございます。

1として、指定管理制度対象施設の名称等は、名称、松田町町屋地域集会施設のほか。所在地、松田町松田惣領7番地20ほか。指定管理者の名称等は、名称が町屋自治会ほか。代表者、自治会長 佐藤光弘ほか。所在地、松田町松田惣領336番地3のほかでございます。

項目1につきましては別紙に一覧表を添付してございます。3の指定の期間は令和3年4月の1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

本指定管理者の指定につきましては、令和3年の3月31日に期間が終了することによる再更新によるものでございます。

1枚おめくりください。施設名と指定管理者の候補者の一覧表になります。松田町町屋地域集会施設から松田町土佐原地域集会施設までの21施設になります。

1枚おめくりください。参考資料1でございます。指定管理者の申込書でございます。町屋自治会代表者 佐藤光弘様から町長宛の申込書で、施設の名称が松田町町屋地域集会施設になります。所在地が松田惣領7番地20になります。裏面を御覧ください。指定管理施設の運営事業計画書でございます。以降同様にですね、20施設について添付をしております。

恐れ入りますが、最終ページからですね、4枚お戻りいただきたいと思えます。地域集会施設等の収支計画の一覧表でございます。令和3年の4月から5年間になります。各施設につきまして上段は5年間、下段は1年間の収支を記載しております。支出の内訳につきましては、施設管理に必要な光熱水費、消防点検、消耗品費等、また寄地区におきましては、浄化槽維持管理に関する経費を指定管理委託料としております。経費の総額は合計が下段ですね。5年間の欄の1,944万8,000円となっております。指定管理委託料につきましては1,785万5,000円となります。1枚おめくりください。参考資料2でございます。参事兼総務課長から指定管理者選定委員会委員長への指定管理候補者の選定依頼の趣旨でございます。

申し訳ございません、もう1枚おめくりください。参考資料3でございます。指定管理者選定委員会委員長から町長宛ての選定結果の報告の写しでござい

す。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 日程第3「議案第57号松田町児童館等の指定管理者の指定について」について、町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第57号松田町児童館等の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町児童館等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町河内児童センターほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領821番地3ほか（別紙のとおり）。

2、指定管理者の名称等。名称、河内自治会ほか（別紙のとおり。）代表者、自治会長 鍵和田輝夫ほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領2217番地ほか（別紙のとおり）。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第57号松田町児童館等の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。本件につきましては松田町児童館等の維持管理につきまして指定管理者を指定するものでございます。

対象施設の名称等は名称、松田町河内児童センターほか。所在地、松田町松田惣領821番地3ほか。指定管理者の名称等につきましては、名称が河内自治会ほか。代表者、自治会長 鍵和田輝夫ほか。所在地、松田町松田惣領2217番地ほかでございます。項目1につきましては別紙に一覧表を添付してございます。3、指定の期間は令和3年4月の1日から令和8年の3月31日までの5年間になります。本指定管理者の指定につきましては、令和3年3月31日に期間が終了することによる再更新によるものでございます。

1枚おめくりください。施設名と候補者の一覧表になります。河内児童センター及び湯の沢児童センターの2施設になります。

1枚おめくりください。参考資料1、指定管理者の申込書でございます。河内自治会代表者 鍵和田輝夫様から町長宛ての申込書で、施設の名称が松田町河内児童センターになります。所在地が松田町松田惣領821番地3になります。裏面を御覧ください。指定管理施設運営事業計画書でございます。以降同様に湯の沢児童センターについて添付をさせていただいております。

次の次のページですね、児童館等収支計画一覧表になります。令和3年の4月からの5年間となります。各施設につきまして、上段は5年間、下段は1年間の収支を記載しております。支出の内訳につきましては、施設管理に必要な光熱水費、消防点検、消耗品等を指定管理委託料としています。経費の総額につきましては、合計欄上段の5年間の欄の140万5,000円となっており、指定管理委託料につきましては139万となっております。

1枚おめくりください。参考資料2につきましては参事兼総務課長から指定管理選定委員会委員長の指定管理候補者の選定依頼の写しでございます。

もう1枚おめくりください。参考資料3でございます。指定管理選定委員会委員長から町長宛てに選定結果の報告の写しでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第57号松田町児童館等の指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町健康福祉センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町健康福祉センター。所在地、松田町松田惣領17番地2。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人松田町社会福祉協議会。代表者、会長 菅谷一夫。所在地、松田町松田惣領17番地2。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。松田町健康福祉センターの指定管理者

として社会福祉法人松田町社会福祉協議会と平成18年9月から3期間指定管理協定を結び、現在に至っております。今年度末に第3期目の期間が終了となり、今回改めて指定の手続を行うものでございます。選定に先立ちまして、条例の定めにより社会福祉法人松田町社会福祉協議会より必要書類の提出を受け協議を行っております。

1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。参考資料1のとおりに、指定管理者選定申込書を令和2年11月5日に受理をいたしております。指定管理の対象施設の名称は、松田町健康福祉センター。所在地は神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地の2でございます。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書をお開きください。第1項に団体の概要として、資本金や事業内容などが記載されており、第2項に指定管理者としての基本姿勢が記載されております。右のページを御覧ください。管理運営の基本的な考え方として、組織体制であるとか人員、勤務体制、1枚おめくりいただきまして人員の配置計画等が記載されております。その右ページには中段の6になります、危機管理対応として下、(3)になりますが、消防防災計画を定め、随時見直しをしつつ対応してまいります。

1枚おめくりいただきまして、その右ページの最下段になりますその他の欄でございます。新型コロナウイルス対策に対する感染症予防の拡大防止の記述も追加しておりまして、感染症予防にも対応してまいります。

1枚おめくりください。右のページ、様式3になりますが、年度ごとの指定管理施設収支計画書が5年分ございます。年度ごとの収支は、令和3年度は2,279万9,000円。1枚おめくりいただきまして令和4年度2,285万4,000円。令和5年度が2,302万9,000円。1枚おめくりいただきまして、令和6年度が2,320万6,000円。令和7年度が2,338万3,000円として計画され、5年間の合計で1億1,527万1,000円となります。年度ごとの増額要因につきましては、支出項目の3、入浴施設関係及び4、清掃業務関係の、現在シルバー人材センターが請け負っている業務の時間単価、約30円をそれぞれ増をしていく関係で、少しずつ増になっているものでございます。なお、収入の部の1、受託収入。町からの指定管理委託料の合計でございますが、9月議会で御議決を賜りました

債務負担行為額と同額の9,909万6,000円でございます。

続きまして参考資料の2でございますが、指定管理者選定委員会委員長宛てに所管課長より選定の依頼をした書類でございます。

次のページ参考資料3といたしまして、その選定結果についての報告書を添付してございます。当センターは平成9年9月の完成より現在23年が経過をいたしております。修繕箇所も多くなってきておりますことから、御議決を賜りました後には、建物のメンテナンスを含め、管理予定者と十分協議をしながら、適切に管理をしていくように、また新たに導入する木質バイオマスボイラーの稼働に当たっても、関係者とよく調整をして、業務に当たるようにしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。
- 12番 大 舘 様式3の収支計画、5年間出ていますけども、収入の中でですね、町の受託収入、入浴料、あとは雑収入だけでございますけれども、以前私がたしか評議員か何かで出席していたときにですね、収益事業を実質的に積極的に取り入れて、極力町の指定管理料を減らしていく努力をしたいというような話をたしか聞いたような覚えがあります。5年間全く変化なくですね、全て町の指定管理料で賄うということは、自助努力が足りないんじゃないかなと思いますけども、どういう指導をしているのかお伺いします。
- 福 祉 課 長 年間の収支計画書に基づきますと、議員御質問のとおり、町の受託収入と入浴料、また雑収入ということで、その3項目が主な収入の原資となってございます。健康福祉センターにつきましては自助努力で何か収益事業ということで、どうしてもそこ、雑収入の部分の、例えば自動販売機であるとか、そういったもので収入を得ながら、あとは利用料収入、入浴料の収入のほうをですね、少しずつ伸ばしていくというような努力をしまっているところでございます。この300万円の入浴料につきましては、平成の時代から加えるとですね、やはり少しずつ伸びているというところで、そこら辺は努力の結果なのかなというふうに私どもとしては見ております。今後も入浴施設のほうですね、工夫をしながら、コロナ禍においても工夫をしながら何とか収益を上げていくように努

力をしてまいりたいと思います。以上でございます。

1 2 番 大 館 努力していきますって、分かりますけどね。あそこに、中にですね、カフェみたいながありますよね。あれらも一切稼働されてませんよね、たしか。そういう施設があるにもかかわらず利用されない。いろいろ福祉事業ですから制約があるかもしれない。知りませんが。その制約に触れない範囲内で、積極的に収益を上げる努力は必要だと思うんですよ。もう何年もあそこ、開いてないでしょ。できた当時はたしか、ずっと長い間あそこ営業してましたよね。その辺はどう考えてますか。

福 祉 課 長 入り口真正面、入って真正面のカフェスペースにつきましては、現在打合わせスペースとして利用しているのが現状でございます。今後カフェスペースとしてですね、収益を上げられるかどうかちょっと検討してまいりたいと思います。以上です。

1 2 番 大 館 打合わせスペースというのはほかに会議室とかあるわけですから、あそこ使わなくてもね、済むわけだから。ただ、やっぱり少しでも町の持ち出しを少なくするための努力は、幾ら福祉事業だといえ、するべきじゃないですか。と思いますよ。言い方がいいか悪いか知りませんが、稼ぐことのできることは稼いで、少しでも町の負担を減らす努力はしてもらわなきゃいけないと思います。町できちっとそれなりに指定管理料は決められたものは頂けるんですけども、それでいいんじゃないかと、少しでも努力をする必要があると思うんです。ぜひそういう企業努力的なものも必要なのかなと考えますから、よろしく願いします。

議 長 要望でよろしいですか。

1 2 番 大 館 いいですよ。

議 長 答えは。（「はい。」の声あり）ほかにございますか。

5 番 田 代 収支計画についてお尋ねします。この資料ですと、指定管理者の指定ですと6枚目になります。令和3年から7年までですか。5か年度ですから、丁寧に入ってます。これと同じ書き方が古民家の関係もそうですね。61号で出てる古民家も年度ごとに丁寧に入ってます。あとほかのものは比較的もう複雑でないんで、一括の一覧表になってると思います。今回出された指定管理者の関係で、

56号から61号までで、健康福祉センターと安藤邸は一つ一つ年度ごとに別々に入ってます。今回、今、福祉課長のほうで丁寧に説明はありました。でも、この前に一括表というか一覧表をつけてほしいんですよ。年度ごとに説明ありましたけれど、一覧表がついてると一目瞭然でこの変化が分かるんですよ。特にまきボイラーを入れた関係で、今回受託収入の関係が、初めは5万5,000円増えた。令和4年度で前年度より5万5,000円増えた。翌年が17万5,000円増えた。その翌年も、17万7,000円でした。おのおの17万7,000円ずつ増えて、合計が58万4,000円増えてるんですよ。それに対して支出が入浴施設関係で、多分このボイラー関係と清掃業務が増えていってるのかなと。これがね、やっぱり数字に変化があるから、これだけ見ると説明はしてくれるんだけど、我々説明を受ける側にとっては分かりにくい。5年間の一括表の収支がついてればずっと入っていけると思うんですけども。そのことについてまず1点お伺いします。いかがでしょうか。

福祉課長 一覧表がついていると見やすいという御意見、大変もっともだと思えます。申し訳ございませんでした。これは一覧表を…（「次回からでいい。」の声あり）すみません、申し訳ございません。全協等の資料で、事前に債務負担行為を受けるときに同じものをつけさせていただいてあったので、足りなかったことは大変申し訳ございませんでした。次回から気をつけたいと思います。

5 番 田 代 今私、自席で次回と言ってしまったんですけども、取りあえずこの、本日のね、終了までにその債務行為の負担表の、出した一覧表ね、頂ければありがたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点。参考資料3になります。指定管理者の候補者の選定結果について。これについては選定委員長が副町長、行ってますので、副町長にお尋ねいたします。これも全部、56号から61号まで見させていただいて、どちらかっていうと収益的なものが絡むやまびこ館、ロウバイ、古民家については、選考委員会としての附帯意見がついてます。一方で今回福祉センターについては、今までどおりでしたら附帯意見はなくてもよろしいのかなと思うんですけども。今回新たにまきボイラー、入浴施設のまきボイラーを設置したわけです。特別委員会まで設置していろいろ議論した中で、心配な面もありました。例えばです

ね、まきをいっぱいたくさん搬入して、ボイラーまで入れるまでの間に、例えば寄の間伐材を使うとしたら、多分皮がすごい出ると思うんですよね。今までは油だったから、そんな汚れとかなかったんですけど、施設に下ろしてそこまで運ぶまで、結構私はね、現場を想像すると、杉の皮だヒノキの皮が出てくる。その辺がちょっと難しい問題なのかなっていう。ほかにもいろいろあると思うんですけど。それに対して、新規の事業です。ですからそこに、そういったことに対して何か発生した場合は協議するとかね、何かそういった言葉が入るべきではなかったと思うんですけど。これについては副町長、いかがでしょうか。

副町長 はい、ありがとうございます。選定委員会の中でもですね、その新規の事業についても委員の皆さんからですね、御意見は頂戴しております。その中でですね、やはり指定管理というところではですね、それともう一つ、収支についてもですね、委員さんから意見が出ました。今言った附帯意見にする内容も検討いたしました。一つには収支に関してはですね、ちょっと規則的な、役場との規則的なことがあるもので、まず先に政策推進課、財政を含めてですね、担当課、福祉、社協。まずそこですね、もう一度規則の確認をした中でですね、その規則というのを整えていただいた中で、附帯意見というのをもう一度検討しろという、今回はつけませんでしたけども、まずそこを作業してくれというところで、担当課のほうには口頭でですが、その席で報告はさせていただきました。まきボイラーについては確かに議論はいたしました。新しい事業。ただ、ちょっとその内容、詳細な内容まではですね、選定委員会の中では、話合いの中で出ませんでしたので、今回についてはですね、特にその附帯意見というのはですね、つかないで決定をさせていただいたというところが経緯でございます。今後はその辺はですね、担当課の監督のもとでですね、しっかりとやっていかなければならないなというところでおります。以上でございます。

5 番 田 代 附帯意見はそういったことでなかったということなんですけれども。やはり指定管理者の指定っていうと、動きがないものは5年前の前例踏襲で結構なのかなと思うんですよ。やはり内容によっては、今回みたいに新しく投資的事業としてまきボイラーを設置して、相当な額を入れてるわけですからね。5年ご

とに変化するときに、特に変わったもの、それについてはこれからも指定管理者の指定で出てくると思うんですけども。副町長のほうでね、かなりチェックされて執行されることをしていただきたいと。

あと1点、これはここの健康福祉センターではなくてほかのどこなんですけれども、今のお話に関連があるんで質問いたします。先ほどお話ししましたやまびこ館、ロウバイ、古民家、これについて一つ一つ見ていくと、附帯意見が、これはついてていいことなんですけど、お願いしますなんですよね。全てお願いしますなんです。行政のほうでお願いするっていうのはどうなのかな。やはり例えばね、ここで言うと、古民家でいいかな。61号の古民家の一番最後のページを開いていただきたいんですよ。これは今回初めてスタートするわけですよ。地域との積極的な交流、連携をお願いします、そのあとは②も…。

議 長 田代議員に申し上げます。

5 番 田 代 すみません、同じ附帯意見ですから。

議 長 その項目はやまびこ館のほうでやってください。

5 番 田 代 ほかに全部絡んでいるんですよ。今お話しした附帯意見。これに関してるんで、一緒に足していただいて。あとはもうしません。

議 長 そのときじゃまずいですか。まだ、やまびこ館の説明もされてないので。

5 番 田 代 いや、まだ全て1個1個出てるから。…58号じゃない。58号もあるよ。分かりました。ではこのあとに、そのときに質問させていただきます。終わります。

議 長 その時点をお願いします。ほかにございますか。

1 番 唐 澤 教えていただきたいんですけども。ページが4ページ目の14ですね。業務の再委託の禁止のところの表で、今現在の委託関係者の欄が出ているんですが。未定となっているところ、ございます、2か所。これがいつごろ決定されるのかというところを確認させてください。

福 祉 課 長 まきボイラー保守点検業務の委託先が未定になっていると。それがいつごろ決まるのかという御質問でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、現在のところ、シルバー人材センターのほうにお願いをしようというところで計画をしております。もう、委託先はそのまま、この御議決を賜った後に協議をして決めていくということになるかと思えます。以上です。

1 番 唐 澤 分かりました、ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。はい。

6 番 井 上 様式3ですね。収支計画書で、収支計画書につきましては令和3年度から令和7年度ということで出ておりますが。大分ですね、町からの指定管理委託料としてはですね、大きい金額が載っています。この収支計画書の中ではですね、それが受託収入ということで計上されております。この辺は実際に今後5年間を指定管理をするということでいくとですね、なるべくそこの辺というのは、町の持ち出しを少なくしていくということに踏まえまして質問をさせていただきますが。

例えば令和3年度の収支計画書では、受託収入が1,956万4,000円となっております。これをですね、令和元年度決算書で見ますと、1,678万円という金額で、令和2年度は決算がまだ出ておりませんが、1,871万4,000円で令和3年度の指定管理の収支計画書では1,956万4,000円と、大分ですね、100万円弱、80万円、90万円というような金額が伸びています。これは先ほど令和3年度から7年度の中で、支出の中の賃金関係による微増というのはせいぜい10万とか20万とかそのぐらいのものだと思うんですけども、なぜこのように伸びていて、令和3年度からですね、5年間をもう100万円弱の金額を伸ばした金額を指定管理したのかということ。それはですね、収支計画書の下段の支出の欄で、令和3年度は2,279万9,000円という計画の支出額が載っていますが、この決算額というのは私どもは決算書では見えない部分の金額になりまして。これは社会福祉協議会のほうのですね、決算を担当課のほうに報告があって、それを確認をされてると思います。であるならばですね、その前3年間の決算額についてですね、お示しをしていただきたいというふうに思います。

福 祉 課 長 今、すみません、手元に令和2年度の現在のところの収支しかないんですが。100万円伸びたというところの理由、一番大きい理由がですね、まきボイラーのメンテナンスというんでしょうか、保守点検の部分が年額20万円かかりますと。それが5年間で100万円伸びますというところで、前回との差の一番大きいところではそこが理由でございます。

6 番 井 上 100万円というのは5年間でということですよ。年間であれば20万というこ

とですよ。そうじゃなくて、令和元年度の決算、社会福祉総務費の指定管理委託料の決算は1,678万円なんです。それとこの1,956万4,000円を比べると、もうそこで300万ぐらいね、差が出ちゃってるわけですよ。だからそれを確認をするためには、その下の下段、支出の額の2,279万9,000円。これは令和3年度の計画の支出予定額ですけれども、その元年度、その前、その前という決算額を知りたいということで。なぜ令和元年度の1,678万円が1,956万4,000円と300万ぼんと上がるのか。その間には令和2年度がありますけれども、令和2年度の前年度でもですね、もう1,678万円から1,871万4,000円ということで、200万円ぐらいね、前年度でも伸びている。基本的にはこういう施設管理の電気料、水道料とかって、設備の保守点検、あと入浴とか清掃関係にかかる人件費なわけです、賃金ですよ。ですからそんなに増える要素はなく、ただ単にこれらを社会福祉協議会からの収支計画の額として確認をしてやられたと思うんですよ。この指定管理の指定ということで、議案として提出されるのであるから。であれば、その差額についての明確な説明があってしかるべきだというふうに考えますので、再度お願いをいたします。

福祉課長 申し訳ございません。ちょっと今手元にご覧いただけますので、お時間頂いて調べさせていただいてよろしいでしょうか。

議長 それでは暫時休憩します。 (9時47分)

議長 休憩を解いて再開します。 (9時53分)

福祉課長 それでは説明をさせていただきます。まず過去、前回の指定管理の期間中の年度ごとの収支でございます。まず平成28年度が1,883万7,729円、1,883万7,729円。平成29年度が2,017万4,355円、2,017万4,355円。平成30年度が2,039万3,290円、2,039万3,290円。令和元年度でございますが、2,028万4,232円、2,028万4,232円でございます。

議員御質問の支出のほうの増、要因でございますが、各支出の内訳を見ますと、やはり入浴施設関係の部分のボイラー管理業務が、令和元年度の実績で見ますと247万1,605円でございますので、ここの部分が令和3年度にかけては上がっているのかなど。あと要因といたしましては、消費税の増税に伴いまして、施設管理の保守管理業務等の部分が、やはり消費税増税に伴いまして少し伸び

ているというふうに分析しております。以上でございます。

6 番 井 上 28年度からのですね、決算を言っていただき、ありがとうございました。これは基本的には予算ベースということのですね、理解をいたしました。今後ともですね、なかなかこういう施設の管理で指定管理というですね、どうしても施設の整備保守を採択をしてですね、ほかの業者に出すというですね、なかなか言いなりの額になる場合というのがですね、多々想像されます。その辺はですね、担当課のほうからチェックをしていただくということによってですね、またこれの、令和2年度の決算、令和3年度の決算がですね、削減でき、この時点でもですね、最初の委託料とですね、決算額でどうしてもそこで差異が出ると。そこは社会福祉協議会の努力によるものと。今後はですね、さらに福祉課のほうもそういったチェック体制をですね、機能させていただきまして、進めていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り採決を行います。議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第59号松田町やまびこ館の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号松田町やまびこ館の指定管理者の指定について。次のとおり松田町やまびこ館の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町やまびこ館。所在地、松田町寄5575－1番地。

2、指定管理者の名称等。名称、松田町寄自然休養村養魚組合。代表者、組合長 渋谷薫。所在地、松田町寄5573番地。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては施設の名称、松田町やまびこ館ということで、令和3年3月31日で現在の指定管理期間が満了するため、同社に更新という形での手続となっております。町の指定管理手続の条例第5条におきましては、募集によらない候補者の選定とありまして、あらかじめ現指定管理者であります養魚組合さんと協議をした結果、提出いただいた選定申込書ということで、こちらになります。

内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、中のほうを見ていただきたいと思います。裏面、事業計画書となっております。団体の概要につきましては表記載のとおりでございます。事業内容といたしましては、維持管理、利用許可、地域振興に向けた各種業務ということでございます。2番目の指定管理者としての基本姿勢、3点ございます。効果的な管理、また経費の節減を図るということ、以下2件でございます。また事故防止に関する点が3番目に、4点目には維持管理、施設運営についての実施方法ということでございます。

その次のページ、収支計画書となっております。こちらにおきましては、9月の定例会でお認めいただきました債務負担行為と指定管理料のほう、同額となっております。5年間で126万円ということで、各年度25万2,000円、これが指定管理委託料となっております。支出も同額でございます。

すみません、おめくりいただきまして参考資料2となります。こちらにつき

ましては選定委員会への選定依頼書となっております。

さらにすみません、もう1枚おめくりいただきまして、参考資料3でございます。こちらにおきましては、選定委員会での選考の選定の結果でございます。この中の項番3を見ていただきますと、附帯意見といたしまして、施設の利用促進を図るため、広報周知の実施をお願いするという御意見を頂いております。

説明については以上でございます。お願いします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました、これより質疑に入ります。
- 1 2 番 大 館 1点だけちょっと注意していただきたいことがあります。というのはですね、やまびこ館の1階部分、以前私も組合員だったんで、私に文句言った人は勘違いしてるかもしれませんが、今抜けてますのでね。あの下のがらくたは何だと。ちゃんときちっと整理しなきゃいけなかんべよという。自分が組合長やったことがあるんで、それ文句言われたことがあるんです。やっぱり指定管理を受けている以上はね、きちっと管理をして、あそこはハイカーさんも通るし、ドッグランへも相当のお客さん来るわけじゃないですか。やっぱり観光施設ですから、見栄えをよくしなければ印象悪くしちゃう。全体をね。ですから、その辺をきちっと管理をしてもらうように指導してください。よろしく申し上げます。
- 議 長 要望でよろしいですか。（「それでいいです。」の声あり）ほかにございますか。
- 6 番 井 上 このやまびこ館、先ほど担当課長の説明でですね、参考資料1の裏面、指定管理施設の利用運営事業計画書の中で、施設のより効果的な管理等と書いてあります。実際にこのやまびこ館の利用についてのですね、令和元年、2年あたりの利用の状況、過去3か年ぐらいのですね、利用の状況が分かれば教えていただきたいと思います。
- 観 光 経 済 課 長 過去3年ほどということでございます。詳細に何月何日にこのような用途ということではなくて、まとめた御報告を頂いてる中では、その繁忙期におきまして、レジャーが多い季節ですね。夏場とかこういったときの施設開放等。また地域の方の親睦会等、またバーベキュー関係の利用、通算しておおむね年

間10回程度ということで、ちょっと少ない状況ということでは認識してございます。

6 番 井 上 年間、それぞれ過去3年間で年間10回ということで。建物もですね、大分老朽化をしてきているという中で、ここです、指定管理が5年間ということですね。ここで指定管理の指定です、議会のほうでこれを認めてしまうということですね、もう5年間そのまま継続していくわけですね。だから、これに対する担当、後ほど町長のほうにもお聞きしたいと思うんですけども。このやまびこ館の指定管理、委託を出すということについて、まずは担当課長のほうの考え方ですね。今後どうしていくのか。今まで、この10回というのが、例えばそれぞれの地域とかレジャーとか、あとバーベキュー。それがどうしてもですね、町のほうの年間それぞれ25万円という、これは基本的には光熱水費とあと浄化槽関係だけだと思うんですけども。そういったものの経費をかけてね、いくのか。また5年後に建物の老朽度合いがどの程度になっていくか。そういった見通しを含めてですね、今後の対応について、まずは担当課長のほうからお伺いをしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 ただいま御質問頂きましたやまびこ館でございます。建物は平成7年の3月ですか、ここに完成をして、1階は鉄骨、2階は木造という構造になっております。老朽化という意味では、ある程度の時間がたってございますが、まだ使用に耐え得る、一部補修等というものが必要ではありますが、大規模なものにはまだ至らないかなというふうに、まず考えております。

あと1点、今後の活用につきましては、現指定管理者との協議の中でですね、頂いた御意見といたしまして、今現在より当然活用することは当然ですが、プラスして横のですね、ドッグランも今、非常に盛況な状況がございます。これも今年度、試験的にフェスティバルのときにですね、この同館を利用するようになちょっと状況もありました。これが非常にいいということもありますので、プラスアルファの活用をですね、より検討していただけるというふうに聞いてございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。そうですね、また昨今ですね、以前のテントによるキャンプからですね、様々な今はグランピングとかですね、今までのバーベキ

ューとかキャンプという概念とはまた変わってきているというようなところがありますので、私としてはですね、せっかくのやまびこ館、今、木造のほうか…1階が鉄骨造、2階が木造ということで、ある程度、手を入れたりすることによってですね、そういった新しい需要に対応できるような施設になるかもしれないということは理解をできました。

そこで町長にお伺いしますけれども、ここで5年間の指定管理ということで、これは継続で出されたのかなというところもあるんですけども、今後ですね、このやまびこ館の施設についてですね、どういうふうなお考えがあるのかお伺いして質問を終わりとしたいと思います。

町長 御質問頂きまして、ありがとうございます。井上議員はあの建物の下が鉄骨で上が木造という話は聞いてありますけど、あの今、下の鉄骨造の雰囲気かどうというふうな状態かって、承知されて質問されてますよね。（「最近はちょっとあまり見てないです。」の声あり）ですよね。その関係で多分、元の組合という話も。下は基本的にピロティーになっているんですね。ですから、今いろいろなものを、夏場のバーベキュー用のドラム缶だとか、いろいろなものとか、あと燻製用のものを置いたりだとかされているような状況なので、あそこの見映えはですね、御指摘頂いたような格好でやっていかなきゃいけないので、あそこを先ほどちょっとアイデアもらったような話で使うというのは、また少しちょっと考えなきゃいけないというふうなことがありますけども、まさにですね、今ようやく時代が追いついてきているのかなという気がします。要はテレワークというような話になってきますし、デジタル化の話もあります。やまびこ館が非常に使われてない。それはなかなか改善できてない。しかし提案としては、もうアウトドアオフィスだとかというような格好の中で、都内で仕事をしている人たちの福利厚生か何かでこっち来てもらって、仕事はここでしながら、昼飯はバーベキューだとかという企画も、何度か打診したことも当然あるんですけどもね、なかなかそれ用の準備ができてなかったということでもあります。先ほど担当課長から話がありましたとおり、ドッグランとの連携が少しずつ図られて、若い方々との連携が今、非常に活発になりつつあります。時間はかかりましたけれども、これから養魚組合さんたちの時代も出てくると思いますので、

そこと一緒に、あの辺一帯がですね、一帯がとにかくやまびこ館も含めて一帯の活用がこれから図られてくるというふうに思っています。今回、ここに指定管理のところで、町にお願いしますという言葉が先ほどありましたけれども、前々から私は申し上げているとおり、指定管理業者さんと我々というのは、相互理解のもとに、また相互尊重のもとに、伴走型でいくというふうなことを常に話をしてあったと思います。ですから、今までは私はですね、こういったときに何とかすることとか、命令形の言葉が多かったです。そういうことじゃなくて、一緒にやっっていくんでよろしくお願いしますというような言葉での多分回答を審査委員長も含めてされたんじゃないかなろうかと私は想像しておるところですので、井上議員からの御質問のとおりですね、これからはあるものを生かしながら、とにかくあの辺、一帯化してですね、さらなるお客さんを呼んで、各事業が持続可能な事業になるように、我々も支援をしてみたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声多数)

討論省略とのお声です。討論を打ち切って採決を行います。議案第59号松田町やまびこ館の指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第60号松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

議 長 議案第60号松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄ロウバイ園の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄ロウバイ園。所在地、

松田町寄3481番地。

2、指定管理者の名称等。名称、宇津茂ロウバイ部会。代表者、部会長 大館達治。所在地、松田町寄3388番地。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。また1枚おめくりをいただきまして、参考資料1から御説明をさせていただきます。

施設の名称、松田町寄ロウバイ園でございます。こちらにつきましても令和3年3月31日で指定管理期間が満了するためですね、松田町の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づきまして、こちら募集によらない候補者の選定、同候補者との協議をした結果、出していただきました申込書でございます。

内容につきましては、またもう1枚おめくりをいただきたいと思います。裏面、事業計画でございます。1番、団体の概要につきましては、提案内容との、大体内容は一緒でございます。事業内容、こちらにつきましてはロウバイ園の施設の維持管理、また観光農業の振興、施設の整備、清掃、また利用料金の收受、ただしロウバイまつり期間を除くとでございます。こういった内容の事業内容でございます。

2番におきましては、基本姿勢といたしまして、地元団体としての地の利を生かした管理運営ということで、宇津茂ロウバイ部会さんの基本姿勢が書いていただいております。

次のページでございますが、収支計画書であります。こちらについても各年度記載をしておりますが、毎年度100万円、これ、指定管理委託料と同額の支出項目でございます、5年間で500万円と。現指定管理委託料と同額を9月の定例会でお認めいただきました、また債務負担行為とも同額でございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、参考資料の2のほうを御

覧ください。こちらにつきましては、指定管理者選定委員会への選定依頼書と
なっております。

すみません。もう1枚おめくりいただきまして、参考資料3、最後のページ
でございます。こちらにつきましては、同選定委員会におきましての選定結果
の報告書でございます。3番、項番の3番を見ていただきますと、附帯意見の
中で、高齢化時代の中、継続性を考えますと、ロウバイまつりや同園の運
営を寄地域全体で推進するような体制づくりの検討をお願いしたいという御意
見を頂戴したものでございます。

説明については以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 大 館 1点だけ、ちょっと最初の施設の所在地がですね、3481番地だけ書いてあり
ますけれども、ほか何筆かあるわけじゃないですか。これ、読み返すと、ここ
だけ管理すればいいのかなという話になっちゃうと思うんで、その辺、整理さ
れたのがいいのかなと思いますけど。

観 光 経 済 課 長 今御指摘を頂きました所在地につきましては、この同園の設置管理条例がご
ざいます。その中にですね、第2条におきまして、位置は3481番地という記載
になっておりまして、おっしゃるようにほかということはありませんが、条例の
規定上の地番をほかの関係も含めてですね、同じようにちょっと整理をさせ
ていただいたものです。おっしゃるとおり、ほかに地番があるのは重々承知をし
ているところです。

1 2 番 大 館 3481番地というのは管理棟がある場所でしょうか。(私語あり) 後でいいで
す。

議 長 よろしいですか。ほかにはございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第60号松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、古民家「旧安藤邸」。所在地、松田町寄709番地。

2、指定管理者の名称等。名称、株式会社D A S I。代表者、代表取締役御簾納聖子。所在地、松田町寄1490番地17。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。
令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは説明をさせていただきます。また1枚おめくりをいただきまして、参考資料1のほうから御説明を申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど来の議案の59号、60号と違いまして、新規の案件ということでございます。町の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして、まず募集をしたと、公募をしました。その結果、こちらに記載の申込者、1者から応募がございまして、その際のこの申込書となっております。こちらに記載の申込者でございますが、御案内のこととは存じますが、寄ふれあい農林体験施設、いわゆる寄七つ星ドッグランで現在指定管理を行っていただいている株式会社D A S I さんでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、この申込書ですね、中で、全て

ではございませんが、抜粋の中です、御説明を申し上げたいと思います。

1 番目、まず経営に係る基本方針ということで、子供から大人まで遊んで学べるということの一つ大きい基本方針とされております。地域資源を活用した観光の町づくりということで、この下、少しございますが、平成28年度からスタートしておりますYHV事業、これを基軸に寄地域の活性化を加速させるということでございます。地域に根づいた魅力の発信と体験を通じた思い出づくりということで、この誘客をさらに推進し、関係人口の拡大、地域経済の活性化、こういったことにつなげることを目的とされております。

その下にはツールの一つとして、関係をどういうふうにつないでいくかというところで、寄のファンクラブというものを創設しようと考えていらっしゃいます。こちらは先ほどのドッグランさんのほうです、既に会員という登録が1万5,000を超えているというような状況もございます。こういったところにもうまく周知をしながら、知名度、このクラブをつくっていくということでございます。

すみません、1枚おめくりいただきまして、さらに2番目、年度ごとの業務の実施計画書でございます。指定管理期間5年間ということで、各年度どのようなことをやるかという、大きいところを記載していただいております。まず、令和3年度、初年度でございますが、古民家の再生ということの一つ大きく掲げていらっしゃいます。こちらにつきましては、施設内がですね、いろいろ味があるというような表現もあろうかと思いますが、やはり最低限、お客様を迎えるに当たって、もう少し手入れが必要じゃないかと。こういった中で、いろいろなところの軽易なですね、装飾、改修等を行うということを予定されております。これもですね、単純にお金をかけてやるのではなく、一つイベントとして、いろいろな方に参加していただきながら、関係をつくりながらやっていくということを考えていらっしゃいます。

また、その下、モニタープランの実施、初年度でございます。いきなりこのお客様にですね、宿泊料全額というものがなかなかでききれない中では、一つ初年度はモニタープランというものを実施しながら推進をします。あわせて、宣伝活動、こちら先ほど申し上げたファンクラブの創設も含めた準備活動をし

ていくということでございます。

横のページですね、次のページ、令和4年度でございますが、初年度でこういった体制を整えた中で、2年目、農泊事業をスタートしていきたい。農泊のスタートにつきましては、オンライントラベルエージェント、OTAとございますが、こういったところを活用して宿泊プランを造成して、しっかり販売活動を行うと。また、庭や茶畑等の面積が1,600を超える敷地でございます。庭も1,000平米ほど、茶畑が500平米ほどという、ちょっと大きい敷地でもございます。ここをさらに建物の中だけではなくて、うまく活用した事業展開をやっていくということでございます。

また、宿泊いわゆる農泊といいますと、宿泊がメインではございますが、宿泊以外の利用、これも推進していきたいということで、休憩の利用、また教室・講座などでの利用、こういったことも2年目から展開していきたい。

続いて令和5年度、3年目でございますが、農泊事業といたしましては、こちらが年間180日とございます。これは民泊の新法の関係での上限の宿泊可能日数でございますが、その稼働率100%を目指していきたいよという計画でございます。

またその下、小グループへの貸切り利用の促進。その1個下ですね、ワーケーション事業、先ほど町長からも少し御説明ございましたが、企業とのタイアップの中で、こういった働きながら休暇を取るようなワーケーションということも今、大分取り沙汰されておりますので、ここら辺にも取り組んでいきたいということが3年目でございます。

そして、またおめくりいただきまして、令和6年度、4年目でございます。先ほど申し上げた農泊事業、平日利用の両面の促進、また2つ目には未病対策とございます。県西地域で、御案内と存じますが、県西地域で取り組んで特にあります未病改善に係る取り組み、これをその体験の中で、ヨガやプラス、ペットツーリズムという言葉も出ておりますが、こういったことの連携の中で取り組んでいくということでございます。

5年目、最終年度におきましては、5年間を総括、集大成する1年ということで、4年目までのものをしっかりつないでいく。さらにPDCAサイクルを

ここでしっかり回すということでございます。

続きまして横のページです。収支計画書のほうになります。今、各年度で申し上げてきたところで、ちょっと細かい御説明はあれなんです、収入の部を見ていただきますと、初年度、令和3年度がまずモニター料金ということで、30日。あと、今想定している宿泊、いわゆる素泊まり分の宿泊料としての4,000円、これが30日という計算です。下のイベントと書いてあるのは、これは宿泊ではない活用ということで御理解いただければと思います。初年度が384万4,000円の収入に対して、支出が人件費、講師代等が主でございますが、同額でございます。支出額の一番下のほうを見ていただきたいんですが、地代、家賃とございます。こちらについては、この59万4,000円の中の、月々4万5,000円分、これがですね、町への基礎納付額となります。先ほどの収入を見ていただいてお分かりかと思いますが、町からの指定管理料のお支払いはございません。逆に、こちらの地代、家賃と書いてあるところで、月々4万5,000円分、町に納めていただくという計画となっております。

すみません、じゃあおめくりいただきまして、あとは令和4年度、令和5年度、令和6年度にかけまして、収入につきましては先ほど初年度はモニターがありました、これがなくなるような形での収支計画で、少しずつ、4、5は金額一緒ですけど、6年度で少しまた収入が増える形になっております。令和7年度におきましては、最終的に980万という収入を得た中で、支出をこのように計画をなさっております。

すみません、もう1枚おめくりいただきますと、5年間の合計ということで、一目で分かるような形になっております。

では、その横のページ、4番、経営管理体制とございます。こちらの組織につきましては、総括責任者、また指定管理業者の今、D A S I さんですね。の役員のお名前が入っております。また、人員の体制としましては、この下、地域の自治会の関係の方、また営農者の方、こういった方が自然体験活動指導者の資格を有されるような方々が入って支えていくということで、プラスアルファの人材というのは適宜いろいろな体験に合わせまして、補充等をしていくということで考えてございます。一番下に雇用計画でございますように、当然

地域住民からの積極的雇用を促進してまいりたいということでございます。

すみません、また1枚おめくりいただきまして、5番目でございます。周辺地域への経済効果ということで、いわゆる地域でどのような者と連携をしながら経済効果を図っていくかということを一列記させていただいております。ドングランさん、また養魚組合さん、また地元農家、猟友会さんとの連携、こういったものもやっていくと。さらに寄アクティビティ会と申しますが、寄でYHVから派生した有志の会が今回名称を改称してアクティビティ会となっておりますが、ここの連携も密にしていくということでございます。

先ほど議案でございましたが、やまびこ館の利活用というのもですね、この古民家事業の展開の中でもやっていきたいというふうにお伺いしております。

それでは、その横のページが参考資料2になります。こちらは選定委員会のほうにですね、選定を依頼した依頼書となっております。

恐れ入ります、最後のページを見ていただきたいと思います。参考資料3でございます。こちらにつきましては、新規案件ということで、選定委員会の中で御議論を深めていただき、最終的にはプレゼンテーションしていただいて、総合的に選定委員会の中で評価を頂いたものでございます。その中でですね、最後3番、附帯意見で3点ございます。1点目としては地域との積極的な交流・連携、2点目としては農泊の実績、ノウハウを有する者との連携強化、3番目としては新型コロナウイルス感染症予防対策の強化ということで附帯意見を頂戴してございます。

説明については以上となります。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 何点かあります。まず初めにですね、このトップページにありますこの名称等についてなんですけれども、古民家「旧安藤邸」というのはですね、今までこれの寄附を受けた後で、様々な活用のほうということで、この名称が使われてきましたが、ここで松田町としてですね、初めての農泊事業の拠点とすべき施設ということで、こういった名称を使うということに対して検討されたのかどうか、それをお伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの質問は、今後こういった名称のままいくのかというような理解で

よろしいでしょうか。先ほど申し上げたドッグランもですね、正式名称につきましては寄ふれあい農林体験施設というのが条例上の名称でございます。旧安藤邸につきましては、古民家の設置及び管理に関する条例で名称は古民家「旧安藤邸」となっております。これはあくまで条例上の名称でございます、今後指定管理者としっかり協議しながら、皆様に親しまれ、さらに発信効果のあるような名称というのを検討していくのかなと考えております。

6 番 井 上 この古民家「旧安藤邸」というですね、条例上の名称かもしれませんが、それをですね、踏襲していくということは、ちょっとなかなか農泊事業から見てですね、ちょっとインパクトが少ない結果ですね、やっぱり利用の増進につながるのかどうなのかというところが、ちょっと私としては疑問に思いますので、そういった面を検討をしていただけたらというふうに思います。

もう1点目はですね、その収支計画書の中ですね、収支計画書と実施計画にもかかわってくるんですけども、じゃあ先にですね、実施計画書の令和3年度で、3年ぐらい前ですかね、補助金を活用して建物内部のですね、リニューアルをしたんですけども、まだまだあれでは不十分だというところの感じ、感想も持ちました。この実施計画書の中で令和3年度で内装、外装、床面、台所、室内の修繕というところがありましたが、これらにつきましては、令和3年度の収支計画書を見ますと、修繕費が30万円しか見てないわけですね。ですので、これらの修繕計画はですね、その下に書いてあります、やはり資金調達の中で、補助金や助成金、クラウドファンディングというふうに書いてあります。この補助金や助成金というものがどういったものなのか。これらの資金が、またはクラウドファンディングによる資金調達ができなければですね、これらの修繕というのは行われなくてスタートをしてしまうのか。その辺をお伺いしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 ただいまのですね、まず修繕につきましては、先ほど御説明したですね、古民家の再生をここで修繕する人工に関してですね、は、そのツーリズムの中で、要は体験ということの一つの中ですね、参加型の体験のイベント的なものも踏まえて、担い手としてここに入っていただくということが一つ考えておるところです。さらに補助金、助成金、クラウドファンディングの話もございませ

たが、こちらについてはダイレクトに町という、町や県、国というところでは今ないんですけども、この指定管理を受けていただいたときにですね、こういった古民家の関係の修繕等できるような助成金を探すという趣旨かと思います。また、クラウドファンディングにつきましても、現在ドッグランのほうでも各種検討なさっているということなので、こういったものと併せて推進をされるのかなというふうに考えてございます。

6 番 井 上 じゃあ、このですね、資金調達のところの補助金、助成金というのは、指定管理者が自ら探すと。町のほうがですね、そういった国等の補助金、助成金を活用して、申請をしてやるということではないという理解でよろしいわけですね。

そうしますとですね、今度は収支計画の中で、スタート年度ですね、令和3年度の中に宿泊で180万円、イベントで180万円、物販で24万4,000円で384万4,000円を収入として上げると。支出のほうにはですね、それらの、ここに書いてある項目の中に、一番下に地代、家賃、先ほど課長の説明では月々4万5,000円、54万円。この後…ということですよ。それをですね、令和3年度スタートで、なかなかこういう宿泊というのが、計画は、これは計画の金額ですけども、これだけの宿泊、イベントによる収入は大分難しい、厳しいんじゃないかなというふうに思います。その結果ですね、収入がここまで至らなかった場合もですね、町のほうは家賃として納付をしていただくのかどうなのか、その方向性についてお伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの御質問、まさに初年度からですね、これだけの歳入を見込んでいて事業が成り立つのかというお話かと思います。なかなかノウハウもない中でスタートする事業でありまして、非常に本当に頑張っただかかないと、この金額の達成はないかと思っています。ただ、これが達成できないということではなく、イコール支出に関してちょっと見ていただくとお分かりかと思うんですが、いわゆる支出はこのイベントに即して出ていくもので、常設でイベント、宿泊のお客様がないからといって、経常的に出る部分、当然光熱水費等若干の部分ありますが、そこと連動するものというふうに考えていただければと思います。(私語あり) つきましては、その家賃は基礎納付額ということで月々4

万5,000円というのを基礎納付額とさせていただいておりますので、ここについては頂く予定であります。

6 番 井 上 頂くということで、なかなか、町のほうとしてはですね、いいんですけれども、やはり今後の農泊事業の展開を考える上ではですね、その辺は担当課長としてですね、協議をしていただければというふうに思います。

最後の1点になりますが、4番の経営管理体制の中に、この指定管理はですね、株式会社DASIさん…DASIさんというか、株式会社DASIとのですね、指定管理でありながらですね、ここに組織の中に統括責任者プラスリンクというのは、これは株式会社プラスリンクだと思うんですけども、この指定管理委託先とは関係のないですね、人物の名前がここに上がってしまして、この今井由江さんという方がどういう方だか分かりませんが、これは株式会社DASIの系列会社なのかどうなのか。そうじゃなければ、なぜここにこの民間の会社だと思うんですけども、そういったところの総括責任者が今井さんが人員の体制の中にもですね、含まれているのか。それらについてはですね、どういうふうにこの指定管理を募集する際のチェックされたのか。そこをお伺いをして最後の質問といたします。

観 光 経 済 課 長 ただいま御質問のございました4番、経営管理体制の中の組織、2名のお名前が入っております。この中の1番目の今井さんにつきましては、この株式会社DASI、いわゆるドッグランの中の役員でございます。ただ、この会社名が入っているというところで、この会社が指定管理を受けているわけではなくて、あくまでDASIとして指定管理の申込みを頂いておるところなんです。この今井さんという方ですね、観光のコンサルタント的な部分の事業の説明も含めました名前ということで御理解をいただければと思います。

6 番 井 上 株式会社DASIの役員さんであればですね、それで構わないんですけども、観光コンサルタントでですね、指定管理に入ってくるのか。それは観光コンサルタントは株式会社DASIが相談をするね、業務先なのではないかなというふうに思いますので、そういったところもですね、立場的にはその2つを兼ねているということであればですね、やはりこの指定管理者の指定に係る内容としてはですね、ここにプラスリンクさんが出るのであれば、例えばジョイ

ントベンチャー的にですね、2つの会社が受けているような表記をされないと困るのではないかなというふうに思いますので、今後検討をしていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長以下職員は10時55分までに大会議室にお集まりください。議会全員協議会終了後再開いたします。(10時45分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(11時20分)

日程第8「議案第62号令和2年度松田町一般会計補正予算(第11号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第62号令和2年度松田町一般会計補正予算(第11号)。

令和2年度松田町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,326万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,792万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第62号令和2年度松田町一般会計補正予算（第11号）について説明をいたします。

第3波と言われる新型コロナウイルス感染症の影響により、終息時期がさらに不透明になり、安全で安心な生活の見通しが立たない状況が続いている中、本町におきましては町民の生活や地域経済を守るための感染症拡大防止対策や経済対策などに引き続き積極的に取り組んでいくための補正予算を編成いたしました。今回の補正予算の内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の増減補正及び国の地方創生臨時交付金が各地方公共団体に対し、人口、高齢者の比率、財政力などを含めて配分され、松田町においては国のですね、第2次補正分を含めて総額2億2,297万5,000円の交付限度額の内示を受け、交付されるものでございます。この交付金につきましては、国の施策でカバーしきれない地域の実情に応じた取り組みの財源に充てていくもので、新型コロナウイルス感染症に伴う事業継続や新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等に対応していくための選択と実行に向けた事業について、補正予算として編成したものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。予算科目、使用料及び手数料の使用料、農業使用料、節、寄ロウバイ園使用料につきましては、運営団体の主体的な取り組みと意向を踏まえ、コロナ対策や来訪者へ今以上のサービスを提供し、さらなる来訪者の増加を進めるために入園料を300円から500円にし運営するため、140万円を増額補正するものでございます。

続きまして国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金では、節、個人番号カード交付事業費国庫補助金114万3,000円の補正でございます。マイナンバーカードの普及拡大に伴うものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、企画費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,750万4,000円を補正するものでございます。補正後の合計額は、国の交付限度額と同額の2億2,297万5,000円となるものでございます。

続きまして国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉施設等補

助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金30万5,000円の補正でございます。こちら10分の10の補助事業となります。感染症対策に伴う学童保育、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等における消耗品や備品購入費の施設用備品、また保育園延長保育事業、一時預かり事業の人件費などが充当される経費となるものでございます。

続きまして県支出金、県補助金、総務費補助金、市町村事業推進交付金につきましては、12万5,000円の増額補正となります。こちらの主なものにつきましては、鳥獣保護管理対策事業費の増額分に伴う補正でございます。

それでは、12、13ページの歳出でございます。予算科目、議会費につきましては、議員及び職員人件費に要する経費といたしまして、人事院勧告ほかに伴うものでございます。338万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費の職員人件費に要する経費につきましては、こちら人事院勧告に伴う支給割合の引下げやですね、職員の配置等により増減するものでございます。487万7,000円を補正するものでございます。

続いて、総務費、総務管理費の町政連絡費の行政協力委員及び自治会活動に要する経費といたしまして、原材料費9万2,000円を減額、及びですね、備品購入費についても12万1,000円を減額するものでございます。14、15ページにわたりますが、これを新たに(2)といたしまして感染症総合対策事業の需用費といたしまして、町掲示板の修繕として21万3,000円を補正計上するものでございます。

また、負担金補助及び交付金につきましては、防災防犯活動緊急支援交付金といたしまして、防災倉庫47棟分の防災資機材や消耗品等を購入するための増額補正117万5,000円の増額補正となります。

続きまして、総務費、総務管理費、町民文化センター管理費でございます。(6)、こちら感染症総合対策事業の使用料及び賃借料では、簡易音響機器使用料11万6,000円でございます。また、町民文化センター大ホール、ホワイエのトイレ5か所の改修工事といたしまして275万円、備品購入費では音響用といたしまして大ホールでですね、100人ほどのイベント等に対応できる音響

機器等を一式購入するため、121万円を増額補正するものでございます。

総務費、総務管理費、電算管理費でございます。(6)感染症総合対策事業の委託料では、キャッシュレス収納サービス導入委託料136万円の補正となります。こちらは地方創生臨時交付金を活用し、感染症拡大防止対策として外出自粛等を見据えた際の多様な働き方の拡充にも対応するためのもので、いわゆる利用者が自宅においても収納あるいは納付することを可能とする取り組みの一つでございます。主な内容といたしましては、QRコード決済を可能とするというものでございます。今、コンビニ収納、納付をやっている事業をですね、このQRコードを読み取って、いわゆる自宅でQRコードのスキャンをし、支払いまで完了できるサービスの導入費でございます。住民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、水道、下水道、介護保険料等に対応していくものでございます。なお、こちらについてはポイントについても通常のポイント還元が想定しているものでございます。

次に交通防犯安全対策費でございます。こちら(6)感染症総合対策事業の工事請負費でございます。健康増進道路安全施設整備工事につきましては、コロナ禍における新しい生活様式に伴う、いわゆる屋外での通学・通勤等の安全対策として、防犯カメラ整備工事でございます。こちらは3か所に設置するための76万2,000円を増額補正となります。

負担金補助及び交付金でございます。こちらはドライブレコーダー緊急設置費補助金として50件分、新たに交付金を活用して補正をするものでございます。現在の予算がおおむね満了しておりますので、新たにニーズ拡大ということで、新たな事業として展開するものでございます。

続きまして、総務費、戸籍住民基本台帳費、会計年度任用職員給与費の窓口業務サービス従事者、これは38日分の報酬25万2,000円でございます。また、費用弁償といたしまして1万7,000円を補正するものでございます。こちら10分の10の補助事業となります。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、職員人件費に要する経費につきましては、919万8,000円の減額補正となります。

続きまして、ページ16、17ページになります。社会福祉費、社会福祉総務費

の（２）です。介護保険事業特別会計繰出金を87万1,000円を補正するものでございます。こちらは介護保険指定機関等管理システムの負担金及びですね、システムの改修に伴う負担金、また介護認定審査会システム改修負担金として、いわゆる事務費分の増額となるものでございます。

続いて、社会福祉費、老人福祉費（10）感染症総合対策事業の備品購入費におきましては、事務用の備品として見守りロボット15台分、74万3,000円の増額補正となります。いわゆる日常生活の中で見守りを必要とする高齢者等に向けて、コミュニケーション機能を備えた見守りロボットを用意することで、安心・安全な環境を整え、将来にわたり確保できるように取り組むための事業でございます。

続きまして障害福祉費、障害福祉サービス等給付事業でございます。負担金補助及び交付金38万8,000円の増額補正となります。こちらは令和3年度報酬改定に伴う改修及びですね、そのほかの制度改正に伴って必要となる審査支払い等のシステムの改修分でございます。

続きまして、国民年金費では、償還金利子及び割引料について、令和元年度のですね、年金生活者支援給付金国庫支出金返還金が確定したため、12万2,000円を増額補正するものでございます。

また、児童福祉総務費の一般事務経費の償還金利子及び割引料では、子ども・子育て支援交付金国庫返還金63万円、子どものための教育・保育給付費国庫返還金58万9,000円、県費の返還金として25万円、これも令和元年度分の確定に伴い、総額146万9,000円を補正するものでございます。

続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費（11）感染症総合対策事業の需用費、消耗品費で80万円でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大対策のための消耗品として、学童保育室、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター用の消耗品の補正となります。

備品購入費につきましては、施設用備品29万5,000円、空気清浄機、加湿機能付で2台分を購入するものでございます。

負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金といたしまして、保育園延長保育、一時預かり保育事業に対する消耗品、

各施設4施設に対する消耗品の購入費の補正でございます。200万円を計上し、また新たにですね、ひとり親家庭等支援金といたしまして、220万円の補正となるものでございます。

続きまして、民生費、児童福祉費の児童措置費、児童手当事業でございます。償還金利子及び割引料は、こちらも令和元年度分の確定に伴い、1万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、18、19ページになります。児童措置費、子ども・子育て支援事業の償還金利子及び割引料、こちらもですね、令和元年度分の確定に伴い、返還金として9万7,000円、県費6万8,000円を補正するものでございます。

続きまして衛生費でございます。保健衛生総務費の職員人件費につきましては、993万円の減額補正となるものでございます。

次に、保健衛生費、予防費でございます。こちらも令和元年度分の確定に伴い、返還金として4万2,000円を補正するものでございます。

(6) 感染症総合対策事業の需用費、消耗品費では、いわゆる第3波に備え、加湿器、これは89台、予定です。マスクを高齢者等を含めて購入するための経費として318万8,000円の補正をするものでございます。備品購入費につきましても、事務用備品といたしまして、非常用のポータブル電源など、また空気清浄機などを購入するための、こちらのほうはですね、ハーブ館、子どもの館、自然館ほかに購入する予定で、感染症総合対策事業費、総額425万円を補正するものでございます。

次に、衛生費、環境対策費、鳥獣防除対策事業の負担金補助及び交付金につきましても、有害獣防止柵設置材料費補助金45万円の増額補正です。農作物等への被害軽減を目的に行う対策の補助金でございます。利用者の増加が見込まれることから補正をするものでございます。

衛生費、環境対策費でございます。(9) 感染症総合対策事業といたしましての需用費、消耗品41万5,000円を補正するものでございます。こちらはヤマビル対策の強化を目的に、ヤマビルファイターほかを購入するための費用でございます。

続きまして、清掃費、塵芥処理費(6) 感染症総合対策事業では、町民サー

ビスの向上に向けて環境整備対策に伴う業務を実施するため、コロナ対策等環境整備用のダンプを購入する経費613万8,000円を補正するものでございます。こちらも地方創生臨時交付金を一部活用し、補正するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページになります。こちらにつきましては、農林水産業費、農業費、農業総務費の人件費、職員人件費につきましては、人事院勧告に伴う支給割合の引下げや、職員の配置等による増減により308万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、農業振興費でございます。(4)感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金といたしまして、松田町農業経営収入保険加入促進補助金25万円を補正するものでございます。5件分を今、見込んでいるものでございます。様々なリスクとなる自然災害や、新型コロナウイルス感染症などの農業経営を守るための保険に加入された農業経営者等への補助となるものでございます。

工事請負費の感染症予防対策農道環境整備工事では、中央農道土砂撤去等に伴う工事費156万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、農林水産業費の自然休養村管理センターの寄ロウバイ園施設管理経費、ロウバイまつり委託料について90万円、来訪者のニーズ等の向上並びにですね、感染対策に伴う増額補正となります。

また、(6)会計年度任用職員給与費でございます。報酬ではまつりですね、入園の受付、あるいは駐車場整備業務などですね、従事者報酬といたしまして20名分の50万円を増額補正するものでございます。

続きまして、商工費、商工費の商工総務費の職員人件費につきましては、101万3,000円を減額補正するものでございます。

22、23ページになります。商工振興費(7)感染症総合対策事業の光熱水費でございます。こちらはコロナ対策に対して対応し、感染予防に伴い、新松田駅ですね、おもてなしお休み処の「つむGO」の電気料分を6万円増額補正をし、対応するものでございます。

次に、国ですね、通達にもあります令和3年度以降の町のコロナ対策事業の利子補給事業について、地方創生臨時交付金を活用するために特定目的基金を設置し、資金を積み立てて行うことができることからですね、積立金につい

ては経営安定緊急融資利子補給の基金積立金といたしまして、206万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、観光振興費（４）感染症総合対策事業、工事請負費でございます。中津川、宇津茂ほか公衆便所洋式化工事として110万円を増額補正するものでございます。

続きまして、公園管理費の（７）感染症総合対策事業の委託料でございます。こちらはイベント等に伴う町民元気づくり事業に対し、委託料として33万円を補正するものでございます。

続きまして、工事請負費におきましては、ハープ館レストラン換気装置等設置工事といたしまして70万円、また備品購入費におきましてはパークゴルフ場整備に伴う事業用備品30万円を今回補正するものでございます。

土木費、土木管理費の土木総務費、職員人件費につきましては、554万9,000円を減額補正するものでございます。

続いて24、25ページでございます。教育費でございます。事務局費の職員人件費につきましては、338万7,000円を減額補正するものでございます。

続いて事務局費の（16）感染症総合対策事業の備品購入費につきましては、空気清浄機を3台分、学校、図書館等に45万円を増額補正するものでございます。

続きまして、松田小学校費の（５）感染症総合対策事業の工事請負費でございます。141万1,000円を増額補正するものでございます。松田小学校空調機器設置工事として、今ない、まだ、1年生の教室と特別支援教室の空調機の設置工事に伴う補正で、臨時交付金を活用して行うものでございます。

需用費、消耗品につきましては、執行残ということで、40万7,000円が生じたため、ここでちょっと減額をさせていただきます。

教育費の松田中学校費でございます。（６）感染症総合対策事業につきましては、26、27ページの記載の需用費、修繕料6万9,000円。こちらは扇風機等の修繕、また工事請負費につきましては、松田中学校の屋内運動場の窓ガラスの補修といたしまして32万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、松田幼稚園費でございます。（１）の感染症総合対策事業の工

事請負費につきましては、松田幼稚園トイレ洋式化、ここ3か所及びですね、寄幼稚園のこちらもトイレ洋式化で33万円の補正で、いわゆる和室から洋室への改修によるものでございます。こちらもですね、地方創生臨時交付金を活用し、展開するものでございます。

続きまして、青少年教育費の青少年教育推進事業の需用費ほか25万4,000円のですね、ここは減額補正をし、事業中止に伴い補正するものでございます。

続きまして、図書館費でございます。(3)感染症総合対策事業におきましては、備品購入費としまして施設用備品を購入し、空気清浄機等を購入するための費用となっているものでございます。

教育費、保健体育費の保健体育総務費でございます。(2)感染症総合対策事業の需用費、修繕料につきましては、健楽ふれあい広場がございますトイレの一部修繕ということでございます。センサー式のトイレに改修するための10万円の補正でございます。

また、工事請負費につきましては、町立体育館のトイレ洋式化工事3基分で75万円を補正するものでございます。

最後にですね、予備費でございます。予算額5,107万4,000円に対しまして、869万7,000円を増額し、補正後の額5,977万1,000円となるものでございます。なお、今回の補正後の予備費総額5,977万1,000円のうち、319万6,000円が新型コロナウイルス感染症総合対策に係る予備費となることを御報告させていただきます。

28ページから41ページまでにつきましては、人事院勧告や職員の配置等の変更に伴う給与明細書ほかを掲載させていただきました。

42ページから47ページまでにつきましては、各工事に伴う平面図となりますので、よろしくお願いたします。

以上となりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
6 番 井 上 何点かお伺いをしたいと思います。まず、ページ15ページ、電算管理費の中で委託料、キャッシュレス収納サービスの導入委託料ということで、今までのコンビニ収納に加えてですね、自宅でも税金等の納入ができることを可とする

委託だということでは理解はしましたけれども、これはいつからですね、そういったキャッシュレス収納サービスが利用できるのかについてお伺いをしたいと思います。

続いてですね、17ページの上段から2段目の老人福祉総務費の中の見守りロボット10台分を事業用備品としての購入ということで、10台で配付対象等はですね、どのように決まるのか。希望によるものなのか。そういった、また希望が多かった場合の優先順位はどうかについてお伺いをいたします。

続きまして、21ページ。上段、一番上ですね、備品購入費の廃棄物等運搬用トラックの購入ということで、605万円でございます。これはですね、今、ダンプが2トン…3トンですか、がありますけれども、その買い換えになるのか、新規なのか。どのような、環境整備用ダンプというふうな説明がありましたけれども、実際の用途としてですね、どのように使われるのかについてお知らせいただきたいと思っております。

最後になりますが、ページ25ページ、下段の松田小学校費の中で、松田小学校空調機の設置工事ということでございましたけれども、これにつきましては現校舎に対応する部分なのか、暖房等を空調機で行うということなのか。先ほど、あと1年生等の教室にはないという説明ですけれども、それは空調…エアコンによる暖房がないので、ここで設置をすると、そういうふうな理解でよろしいのか。以上4点、よろしく申し上げます。

政策推進課長 1つ目のですね、キャッシュレスの関係でございます。今ですね、こちらのほうの導入経費が60万円×2か所ということで、今、検討してございます。これは町村のシステム組合、組合に今、導入効果のお願いをしている状況がございまして、この補正予算がお認めいただいた暁には、速やかに機構にですね、調整をし、各部門に様々分かれていますので、そこと連絡調整をしながら進めていきます。ここは今、何月ということはまだ言えないんですけど、早い段階で可能としていきたいというふうに考えています。

福祉課長 それでは、井上議員の2番目の質問であります見守りロボットの配付対象について御説明をさせていただきます。まず、どのように決めるのかということでございますが、もともとこの見守りロボット、対象者がひとり暮らしである

とか、見守りが必要な高齢者ということで想定をしております。町内にですね、今、75歳以上のひとり暮らしの高齢者、約280名程度、私どもが把握している限りいるんですけども、そういった方々を中心としてですね、ケアマネージャーのほうが訪問等をしておりますので、そういった中でやはり必要な方にお声がけをしていたりですとか、広報等で周知をして、広く募集するものでございます。

決め方ですけども、優先順位がなかなか難しいんですけども、その中で調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。また見守りロボット以外にも、見守りの人感センサーのようなもので従来やっているのがございますので、そういったものと合わせながら、その方に適した見守りの方法を相談をしながらやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

参事兼まちづくり課長 御質問のダンプの件でございます。現在考えておるのは、増車を考えております。コロナ禍におきましてですね、断捨離等が多くございまして、産廃が、廃棄物の不法投棄が微量ではございますが増えている状況でございます。そういった中で、一応増車を考えております。以上です。

教 育 課 長 松田小学校の空調機の設置について説明いたします。まず、1点目の現小学校かというのは、現小学校に設置をいたします。

2点目の2台分につきましては、1台は…（「校舎。」の声あり）はい、現校舎です。2台分のまず1台分につきましては、特別支援教室ということで、令和2年度におきまして特別支援教室が1クラス増えました。現在パーティションで区切っておりますが、特別支援を要する児童は環境に敏感な児童が多く、円滑な授業を行うために1台設置をするものでございます。

もう1台の新1年生というものでございますが、現在、見込み数が69人でございます。1年生は35人学級の編制でございますので、そのあらかじめ設置しまして、1クラス増を対応できるように設置をするものでございます。

議 長 6番、よろしいですか。（「ありがとうございます。」の声あり）
ほかにございますか。

10番 齋 藤 15ページの1件だけですけども、ドライブレコーダーの緊急、これ、前に何かドライブレコーダーのことあったと思うんですけど、その設置要件は、こ

こは緊急って入っているんですけど、何か違うんですかね。

参事兼総務課長 要件については全く同じですけれども、ただ名称的にこの名称を使わせていただきながらやっているということでございますので、1台当たり5,000円上限ということは変わらないところでございます。

10番 齋 藤 設置条件の中で、今、コロナ禍において企業が社員に電車に乗ってこないで、車を買ってあげるらしいんですよ。あの要件見ますと、所有者と利用者が同じじゃないといけないとかって、たしか書いてあったような気がするんですけど、会社が与えたものに対して個人で何とか買ってきて、自分たちの自己、身を守るためなんでね、その辺をやっていくというのが今、ちょっと結構あるらしくて、そういうものには対応してない条件になっているんでね、その辺がどうなのかなと。今この町のいろんな利子補給にしろ何にしろ、支店があればいいとか、よそに本社があってもお金を出したりしているわけじゃないですか。ただ使い勝手として、今そういう条件で低額車両を購入している会社が与えて、テレワークできないような会社もあるんですよ。実際、自分の体持って行かなきゃ仕事にならないような。そういったものに対しての対応がされていないのかなと思うんですけど。その辺は今後いかなものですかね。

参事兼総務課長 基本としては町民の方が町民のもの、自分のものを所有する中で補助金を出しているところでございますし、またこのところですね、かなりのニーズが増えているというところで、今回増額の補正をさせていただいているところでございますけども、そういった事例がありますので、その辺のことについてもちょっと考慮しながらですね、検討していきたいと考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

7番 南 雲 15ページの町民文化センターのところの備品購入費で、音響機器100人対応っておっしゃっていたのが、今、密を気にして席をあけて座る場合の、そのぐらいの対応の100人といっても100人以上の席を使うようになると思うんですけど、そういったものなのかということと、あと19ページの予備費の中で、需用費で高齢者に対して加湿器とマスクというふうにおっしゃったんですけども、加湿器というのは、これはお貸しするのでしょうか。その2点をお伺いいたし

ます。

教 育 課 長 1点目の音響用備品につきまして説明させていただきます。想定しておりますのは、舞台技術者に委託しております今、音響とか照明、そういったものを委託しない規模で行うイベントを想定しております。100人程度。前の10列程度ならできるということで想定しております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

参事兼総務課長 加湿器の件につきましては、加湿器と空気清浄機とあったんですが、加湿器につきましては町有施設のところで各施設に配備するものでございます。（「はい、ありがとうございます。」の声あり）

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を打ち切って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第62号令和2年度松田町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第63号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第63号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,947万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。令和3年度に予定されている介護報酬の改定に基づくシステム改修費が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。款の3国庫支出金、項の2国庫補助金、目の5事業費補助金は、87万1,000円の増で、歳出の町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金及び介護認定審査会システム改修費負担金、計174万2,000円の2分の1を補助金として歳入するものでございます。

款の6繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2その他一般会計繰入金として、先ほど一般会計補正予算で御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額の87万1,000円を歳入するものでございます。

次のページをお開きください。歳出について説明をいたします。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護報酬の改定に伴うシステム改修のため、町村情報システム共同事業組合への負担金を138万4,000円増額するものでございます。

款の1総務費、項の3介護認定審査会費、目の2認定審査会負担金は、国より配信される介護認定システムのバージョンアップに対応するため、足柄上衛生組合へ負担金を35万8,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第63号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。この後、総務文教常任委員会の時間としておりますので、委員長の指示をお願いします。12月7日は午前が産業厚生常任委員会、午後が総務文教常任委員会です。委員長の指示に従って大会議室で付託された議案等の審査をお願いします。12月8日は午前に産業厚生常任委員会の時間をとっております。委員長の指示に従って大会議室で付託された議案等の審査、報告書の作成をお願いします。午後3時より議会全員協議会を開催し、終了後、本会議を開きますので、定刻までに御参集ください。本日は御苦労さまでした。

(12時01分)